



平成28年3月30日
自動車局

訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定期間の延長 ～急増する訪日外国人旅行者の受入環境整備について～

国土交通省は、急増する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域を設定する措置を平成28年3月末まで講じているところですが、訪日外国人旅行者数が増加傾向にあるため、設定期間を今年9月末まで延長します。

貸切バスの臨時営業区域を設定する措置については、平成26年4月から、急増する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの供給輸送力の増強と手配の円滑化を目的として実施しているところです。臨時営業区域を設定している貸切バス事業者は358社（5,883両）で、当該措置による輸送人員は累計で約89万人です（数値はいずれも本年2月末現在）。

訪日外国人旅行者は、平成27年には1,974万人となり、平成28年に入っても増加傾向が続いているところです。

【制度概要】

1. 対象事業者

日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を受け、かつ、法令遵守の点で問題のない事業者

2. 臨時営業区域として設定できる範囲

- ① 営業所が所在する県を管轄する運輸局の管轄区域（地方ブロック）【26年度より実施】
- ② 運輸局の管轄区域に関わらず、営業所が所在する県に隣接する県【27年度より実施】

3. 対象旅客

訪日外国人旅行者

4. 設定期間

平成28年9月末まで

※既に平成28年3月末までを期限として当該措置の認可を受けている事業者については、期限を今年9月末まで延長します。（認可申請は不要）

【連絡先】



自動車局旅客課バス産業活性化対策室 黒岩、岡部

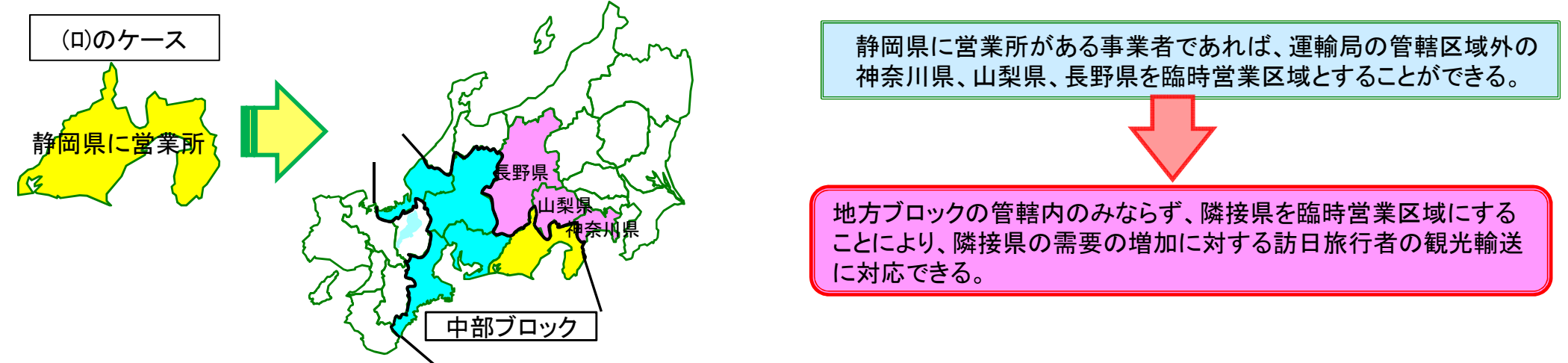
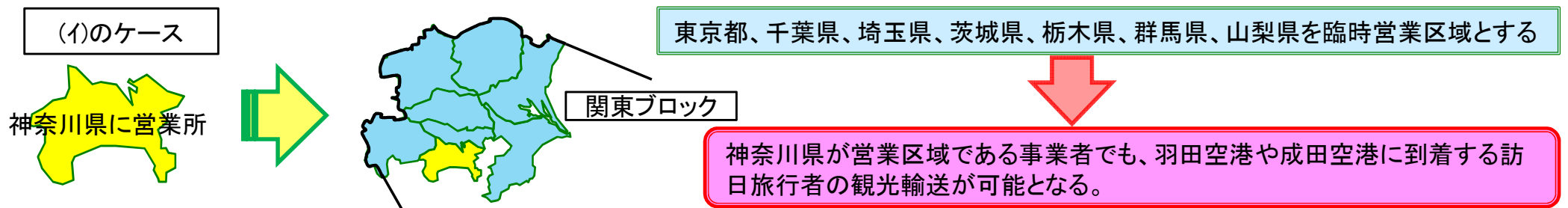
TEL : 03-5253-8111（内線 41224、41252） 03-5253-8568（直通）



FAX: 03-5253-1636

訪日外国人旅行者は、平成27年には1,971万人となり（平成26年1,341万人。対前年比47%増）、平成28年に入っても増加傾向にある。今後も貸切バスの旺盛な需要が見込まれることから、安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の需要に適切に対応するため、訪日外国人旅行者向け臨時営業区域については、平成28年9月末まで設定できることとする。

特例措置の内容

- ① 対象事業者  日本バス協会が実施する**貸切バス事業者安全性評価認定(日バスSafety)**を受けた事業者で、法令遵守の点で問題のない事業者
- ② 営業区域 
 - (イ) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)を臨時営業区域とする。(H26年度より実施)
 - (ロ) (イ)の他に営業所が所在する県に隣接する県を、運輸局の管轄区域に関わらず臨時営業区域とすることができる。(H27年度より実施)



- ③ 対象旅客  訪日外国人旅行者
- ④ 期間  認可日より平成28年9月末まで